令和８年度
第１回　埼玉県道路メンテナンス会議

日　時：令和８年１０月１９日（月）１３：３０～１５：００
場　所：Ｗｅｂ会議

議　事　次　第

１．開会

２．あいさつ

３．議事

（１）埼玉県道路メンテナンス会議	資料－１
（２）個別施設計画の策定確認	資料－２
（３）点検及び修繕等措置の状況	資料－３
（４）点検結果を踏まえた修繕等措置の実施状況	資料－４
（５）舗装の点検における課題、問題意識	資料－５
（６）道路管理の新技術・好事例集	資料－６
（７）その他	
１）関東地方整備局からの情報提供	資料－７
２）関東ＭＣからの情報提供	資料－８

４．閉会

（１）　埼玉県道路メンテナンス会議

・埼玉県道路メンテナンス会議の組織体系　P1-1

・道路メンテナンス会議規約・名簿　P1-2

埼玉県道路メンテナンス会議の組織体系

資料－1

埼玉県道路メンテナンス会議

H26.5.28 設置

【目的】

埼玉県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより円滑な道路管理の促進を図る。

【組織】

国土交通省 大宮国道事務所、北首都国道事務所、埼玉県、埼玉県道路公社、さいたま市、県内62市町村、東日本高速道路(株)3事務所、首都高速道路(株)1局

【協議事項】

・道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること
・道路施設の点検、修繕計画等の把握調整に関すること
・道路施設の損傷事例や技術基準等の共有に関すること
・その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

技術相談窓口：大宮国道事務所　道路構造保全室

埼玉県道路メンテナンス会議　幹事会　H26.9.5　設置

■道路鉄道連絡会議

H29.1.27 設置

※跨線橋部会（H27.7.13設置）を包括的に移行改正

【目的】

鉄道を跨ぐ道路橋の管理者及び鉄道事業者が相互に意見交換及び情報共有を図り、円滑な協議・調整を構築して道路施設等を適切に維持管理すること。

【組織】

国土交通省 大宮国道事務所、北首都国道事務所、埼玉県、さいたま市、埼玉県内32市町村、東日本高速道路(株)3事務所、首都高速道路(株)1局、埼玉県内の鉄道事業者

【検討事項】

・跨線橋の点検計画及び修繕計画の包括的な協議に関すること
・跨線橋の点検計画及び修繕計画に係る意見交換や協議・調整に関すること
・関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関すること
・国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関すること
・その他必要な事項に関すること

■跨道橋連絡部会

H27.3.20 設置

※跨高速道路橋維持管理連絡協議会（H25.12.19設置）の機能を移行

【目　的】

（道路法上以外の施設）「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上以外の施設（ただし、鉄道橋除く）の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行う事により、対象施設の予防保全及び老朽化 対策の強化を図ること。

（連絡協議会）高速道路の安全を確保するため、埼玉県内の高速道路を跨ぐ橋梁の点検、損傷に伴う補修の実施及び必要な耐震補強の実施について、跨高速道路橋の管理者、東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社との間で情報共有の体制を 構築するとともに、必要な事項について協議・調整を図ること。

【組　織】

（道路法上以外の施設）埼玉県内の緊急輸送道路に指定されている道路を跨ぐ道路法上以外の施設管理者8組織（連絡協議会）、国土交通省大宮国道事務所、北首都国道事務所、埼玉県、さいたま市、埼玉県内19市町村、東日本高速道路(株)関東支社3事務所、首都高速道路(株)1局

【協議・調整事項】

（道路法上以外の施設）
①対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること
②対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること
③対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること
④その他、対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること

（連絡協議会）
①点検、補修及び耐震補強の実施状況に関すること
②点検、補修及び耐震補強の課題に対する対応策等に関すること
③点検及び施工の実施に関すること
④その他必要事項

■地下占用物等連絡会議

R7.4.22 設置

【目的】

道路管理者と地下占用物件等を有する占用者が、相互の点検・調査の計画・結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組などを連携して実施することにより、地下占用物件等に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応すること。

【組織】

国土交通省 大宮国道事務所、北首都国道事務所、埼玉県、さいたま市、埼玉県内62市町村、東日本高速道路(株)3事務所、首都高速道路(株)1局、水道事業者、下水道事業者、ガス事業者、通信事業者、電気事業者、関係する道路地下の鉄道事業者
農林水産省1局

【調整・共有事項】

・占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
・道路管理者による路面下空洞調査結果
・前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
・その他、道路陥没対策に寄与する情報等

資料－１

埼玉県道路メンテナンス会議　規約

（名　称）

第１条　　本会は、「埼玉県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　　会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、埼玉県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

（１）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。

（２）道路施設の点検、修繕計画等の把握/調整に関すること。

（３）道路施設の損傷事例や技術基準等の共有に関すること。

（４）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組　織）

第４条　会議は、第２条の目的を達成するため、埼玉県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

２．　会議には、会長及び副会長を４名置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長、副会長は埼玉県県土整備部副部長、さいたま市建設局道路部長、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所長、首都高速道路株式会社東京東局土木保全部長とする。

３．　会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４．　会議の構成は「別表－１」のとおりとする。
　　ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席をもとめることができる。

５．　会長は、個別課題等についての検討・調整をおこなうため「専門部会」を設置することができるものとする。

６．　会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－２」のとおりとする。

７．　会議には、道路構造物等の不具合発生時における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談窓口として、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所に道路構造保全室を置くものとする。

（幹事会）

第５条　幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

（１）会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

（２）会議における協議議題の調整
（３）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
（４）その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

（事務局）
第６条　会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
２．　事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課、管理第一課、管理第二課、埼玉県県土整備部県土整備政策課、道路環境課、さいたま市建設局道路部道路環境課、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所、首都高速道路株式会社東京東局点検・補修推進課に置く。

（規約の改正）
第７条　本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）
第８条　本規約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附則）
本規約は、平成２６年５月２８日から施行する。
改正　平成２７年６月　３日
平成２７年８月２４日
平成２８年７月　１日
平成３０年８月２１日
令和　元年５月２７日
令和　２年８月２５日
令和　３年７月１３日
令和　４年８月３０日
令和　７年４月２２日
令和　８年１０月１９日

資料－1　別表－1

埼玉県道路メンテナンス会議　名簿

	所　属	役　職
会長	国土交通省関東地方整備局	大宮国道事務所長
副会長	埼玉県県土整備部	副部長
	さいたま市建設局	道路部長
	東日本高速道路株式会社関東支社	所沢管理事務所長
	首都高速道路株式会社	東京東局　土木保全部長
会員	国土交通省関東地方整備局	北首都国道事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	三郷管理事務所長
	埼玉県	県土整備政策課政策幹
	埼玉県	道路街路課長
	埼玉県	道路環境課長
	埼玉県道路公社	事務局長
	さいたま市	道路環境課長
	川越市	建設部長
	熊谷市	建設部長
	川口市	建設部長
	行田市	建設部長
	秩父市	地域整備部長
	所沢市	建設部長
	飯能市	都市建設部長
	加須市	都市整備部長
	本庄市	都市整備部長
	東松山市	都市整備部長
	春日部市	建設部長
	狭山市	都市建設部長
	羽生市	まちづくり部長
	鴻巣市	都市建設部長
	深谷市	都市整備部長
	上尾市	都市整備部長
	草加市	建設部長
	越谷市	建設部長
	蕨市	都市整備部長
	戸田市	都市整備部長
	入間市	都市整備部長
	朝霞市	都市建設部長
	志木市	都市整備部長
	和光市	都市整備部長
	新座市	インフラ整備部長
	桶川市	都市整備部長
	久喜市	建設部長
	北本市	都市整備部長
	八潮市	建設部長

資料－1　別表－1

埼玉県道路メンテナンス会議　名簿

	所　属	役　職
会員	富士見市	建設部長
	三郷市	建設部長
	蓮田市	都市整備部長
	坂戸市	都市整備部長
	幸手市	建設経済部長
	鶴ヶ島市	都市整備部長
	日高市	都市整備部長
	吉川市	都市建設部長
	ふじみ野市	都市政策部長
	白岡市	都市整備部長
	伊奈町	土木課長
	三芳町	道路交通課長
	毛呂山町	まちづくり整備課長
	越生町	まちづくり整備課長
	滑川町	建設課長
	嵐山町	まちづくり整備課長
	小川町	建設課長
	川島町	まち整備課長
	吉見町	まち整備課長
	鳩山町	まちづくり推進課長
	ときがわ町	建設課長
	横瀬町	建設課長
	皆野町	建設課長
	長瀞町	建設課長
	小鹿野町	建設課長
	東秩父村	建設課長
	美里町	建設課長
	神川町	建設課長
	上里町	道路整備課長
	寄居町	まちづくり整備課長
	宮代町	まちづくり建設課長
	杉戸町	都市施設整備課長
	松伏町	まちづくり整備課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局　道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局　道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東道路メンテナンスセンター長
事務局	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課、管理第一課、管理第二課	
	埼玉県 県土整備部 県土整備政策課、道路環境課	
	さいたま市 建設局 道路部 道路環境課	
	東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所	
	首都高速道路株式会社 東京東局 点検・補修推進課	

資料－１　別表－２

埼玉県道路メンテナンス会議　幹事会名簿

	所　属	役　職
幹事長	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	副所長
副幹事長	埼玉県県土整備部県土整備政策課	副課長
幹事	国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所	副所長
	東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所	副所長
	首都高速道路株式会社東京東局　点検･補修推進課	課長
	埼玉県県土整備部道路街路課	副課長
	埼玉県県土整備部道路環境課	副課長
	さいたま市建設局道路部道路環境課	課長補佐
	川越市建設部道路街路課	課長
	熊谷市建設部維持課	課長
	川口市建設部道路街路課	課長
	行田市建設部道路治水課	課長
	秩父市地域整備部道づくり課	課長
	飯能市都市建設部都市整備課	課長
	本庄市都市整備部道路整備課	課長
	東松山市都市整備部道路河川課	課長
	越谷市建設部道路建設課	課長
	朝霞市都市建設部道路整備課	課長
	久喜市建設部道路建設課	課長
	北本市都市整備部建設課	課長
	小鹿野町建設課	課長
	寄居町まちづくり整備課	課長
	杉戸町都市施設整備課	課長
事務局	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課、管理第一課、管理第二課	
	埼玉県 県土整備部 県土整備政策課、道路環境課	
	さいたま市 建設局 道路部 道路環境課	
	東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所	
	首都高速道路株式会社 東京東局 点検･補修推進課	

（２）　個別施設計画の策定確認

・長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定状況　　P2-1

・長寿命化修繕計画（個別施設計画）の更新状況　　P2-2

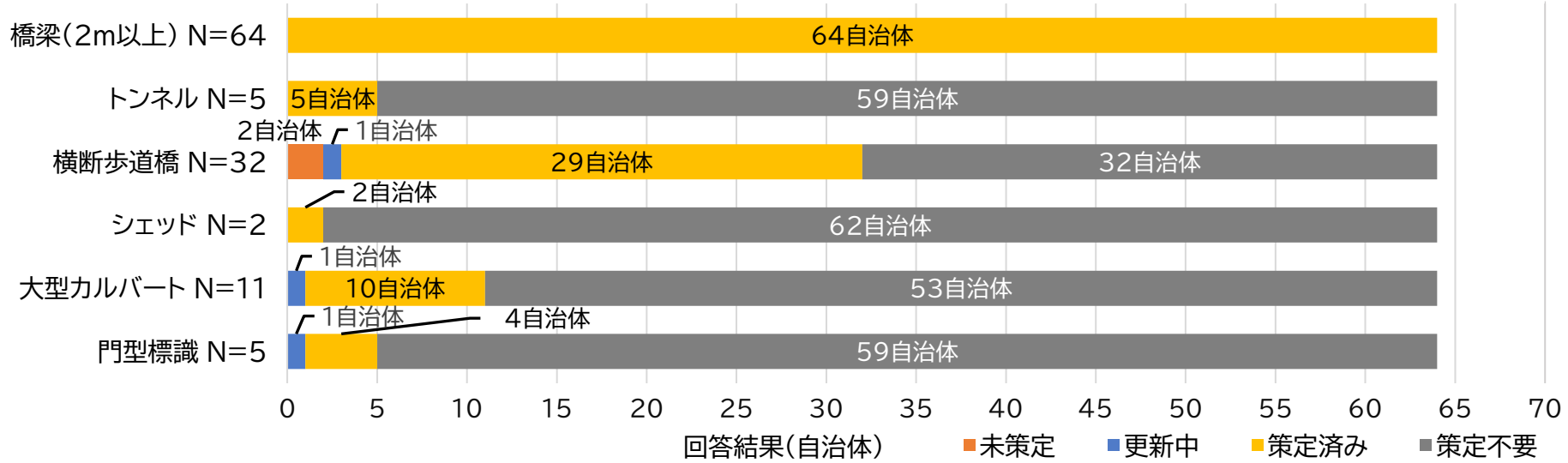
長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定状況

資料ー2

- 埼玉県内の全地方自治体（64自治体）は、横断歩道橋を除いた道路構造物の個別施設計画を策定済み・更新中である。
- 横断歩道橋の個別施設計画については、一部の自治体で未策定の状況にある。
- 未策定な理由として、「令和8年度策定予定」との回答が確認された。

■各道路構造物の個別施設計画の策定状況（アンケート回答：64自治体）

※Nは「策定不要」を除く自治体数



■未策定の理由

施設	理由
横断歩道橋	➢ 県道から移管のため令和8年度策定予定 ➢ 橋梁に含めて策定しているため

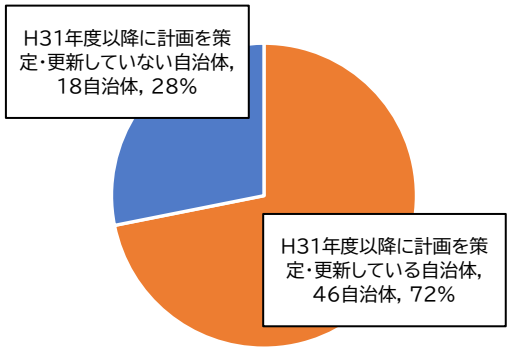
長寿命化修繕計画（個別施設計画）の更新状況

資料ー2

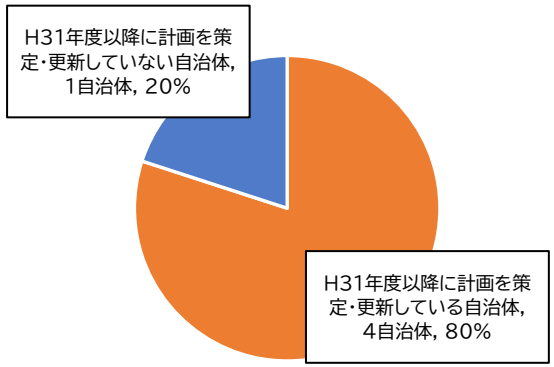
- H26年度から道路構造物の定期点検が義務化されて、R6年度から3巡目点検が開始されている。※1
- このような中、1巡目または2巡目点検の結果を受けて長寿命化修繕計画を更新している（＝H31年度以降に計画を策定・更新している）埼玉県内の地方自治体は、橋梁が72%、トンネルが80%、横断歩道橋が90%、シェッドが100%、大型カルバートが80%、門型標識が100%となっている。
- 新たな点検結果を得た場合、道路メンテナンス事業補助制度要綱に基づいて計画を更新し、修繕することが必要である。

※1
1巡目点検：H26～H30（2014年～2018年）
2巡目点検　H31～R5（2019年～2023年）
3巡目点検　R6～R10（2024年～2028年）

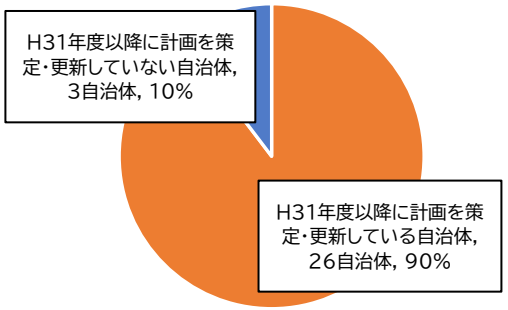
■各道路構造物の個別施設計画の更新状況
（N＝各道路構造物の計画を策定している自治体数）



橋梁の計画更新状況（N＝64）



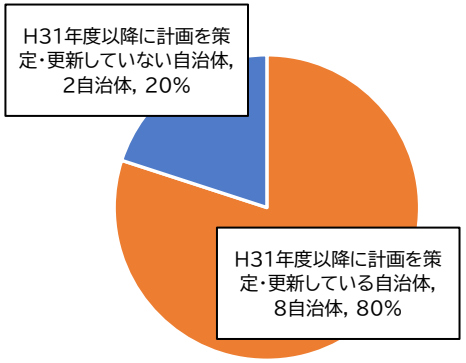
トンネルの計画更新状況（N＝5）



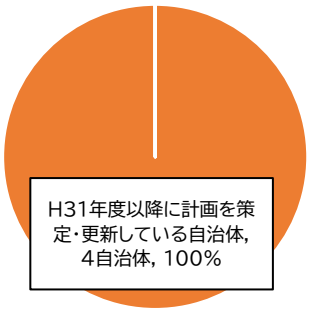
横断歩道橋の計画更新状況（N＝29）



シェッドの計画更新状況（N＝2）



大型カルバートの計画更新状況（N＝10）



門型標識の計画更新状況（N＝4）

（３）　点検及び修繕等措置の状況

・埼玉県内の点検の実施状況　P3-1

・埼玉県内の施設の１巡目から３巡目の判定区分　P3-5

・埼玉県内の判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の
修繕等措置の状況　P3-6

埼玉県内の点検の実施状況（令和7年度）

資料－3

- 埼玉県内におけるR7年度点検は、橋梁で3,715橋、トンネルで6本、道路附属物等で373施設について実施している。

2025年度末時点

道路管理者	点検実施数			備考
	橋梁	トンネル	道路付属物等	
国土交通省	193橋	－	91施設	
高速道路会社	182橋	0本	185施設	
埼玉県 （公社含む）	577橋	4本	58施設	
市町村	2,763橋	2本	39施設	
合計	3,715橋	6本	373施設	

埼玉県内の点検の実施状況【橋梁】（令和7年度）

資料－3

- 埼玉県内における橋梁のR7年度点検結果は、判定区分Ⅳが3橋（0.08%）、判定区分Ⅲが138橋（4%）、判定区分Ⅱが1,561橋（42%）、判定区分Ⅰが2,013橋（54%）であった。

2025年度末時点

道路管理者	点検実施数（橋梁）	判定区分の内訳			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	193橋	122橋	64橋	7橋	0橋
高速道路会社	182橋	31橋	118橋	33橋	0橋
埼玉県（公社含む）	577橋	288橋	264橋	25橋	0橋
市町村	2,763橋	1,572橋	1,115橋	73橋	3橋
合計	3,715橋	2,013橋	1,561橋	138橋	3橋

埼玉県内の点検の実施状況【トンネル】（令和7年度）

資料－３

- 埼玉県内におけるトンネルのR7年度点検結果は、判定区分Ⅳが0本（0%）、判定区分Ⅲが0本（0%）、判定区分Ⅱが6本（100%）、判定区分Ⅰが0本（0%）であった。

2025年度末時点

道路管理者	点検実施数（トンネル）	判定区分の内訳			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	－	－	－	－	－
高速道路会社	0本	0本	0本	0本	0本
埼玉県（公社を含む）	4本	0本	4本	0本	0本
市町村	2本	0本	2本	0本	0本
合計	6本	0本	6本	0本	0本

埼玉県内の点検の実施状況【道路付属物等】（令和7年度）

資料－３

- 埼玉県内における道路附属物等のR7年度点検結果は、判定区分Ⅳが0施設（0%）、判定区分Ⅲが28施設（8%）、判定区分Ⅱが184施設（49%）、判定区分Ⅰが161施設（43%）であった。

2025年度末時点

道路管理者	点検実施数（道路付属物等）	判定区分の内訳			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	91施設	10施設	61施設	20施設	0施設
高速道路会社	185施設	128施設	57施設	0施設	0施設
埼玉県（公社含む）	58施設	17施設	37施設	4施設	0施設
市町村	39施設	6施設	29施設	4施設	0施設
合計	373施設	161施設	184施設	28施設	0施設

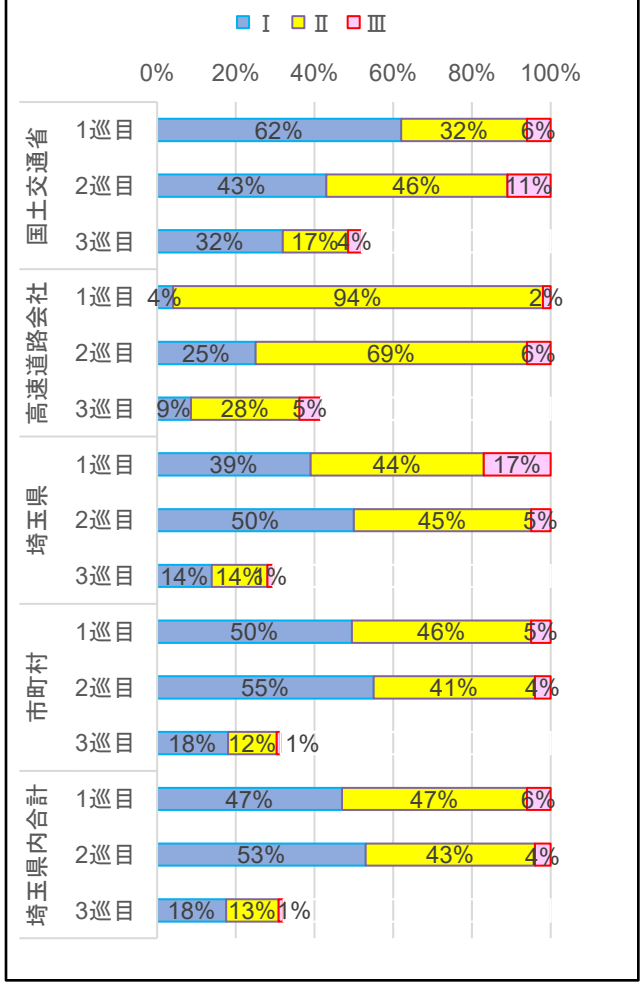
埼玉県内の施設の1巡目から3巡目の判定区分（令和7年度末時点）

資料－3

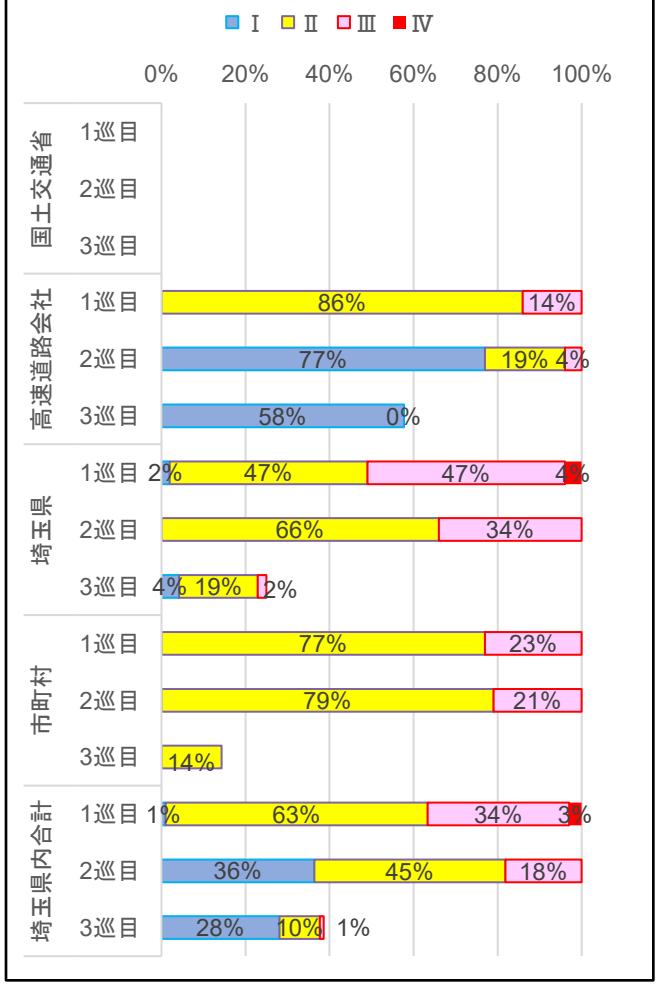
- 橋梁※では1巡目から2巡目にかけて判定区分Ⅰ・Ⅱの割合は大きく変わらない。
- トンネル※では1巡目から2巡目および3巡目にかけて判定区分Ⅰの割合が増加している。
- 道路付属物等※では1巡目から2巡目にかけて判定区分Ⅰの割合は大きく変わらないが、判定区分Ⅲが増加している。

※ 埼玉県内橋梁数合計参照

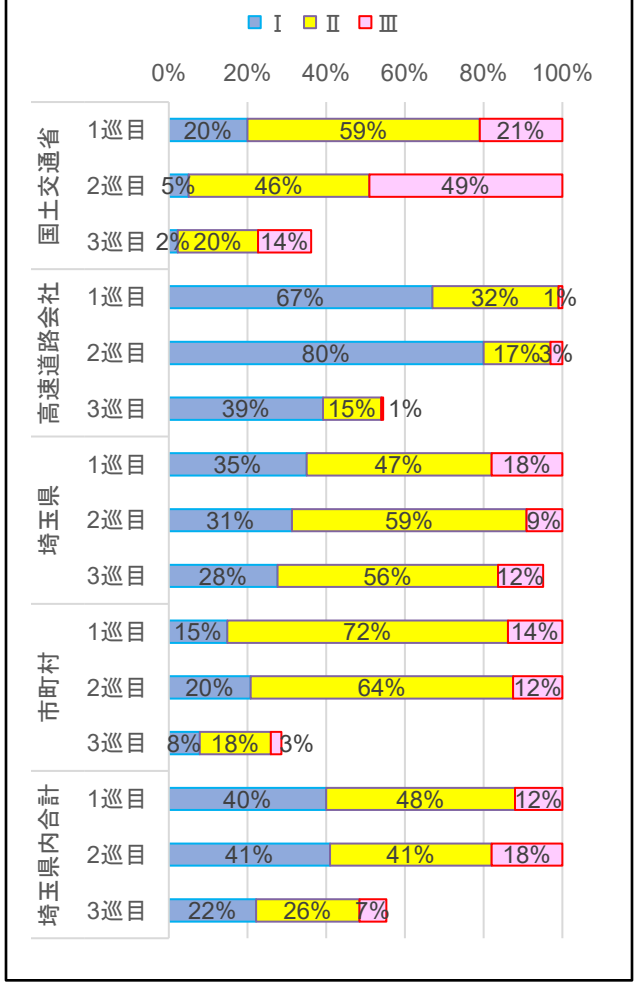
【橋梁】1巡目～3巡目の判定区分



【トンネル】1巡目～3巡目の判定区分



【道路付属物等】1巡目～3巡目の判定区分



埼玉県内の判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況（令和7年度末時点）

資料－3

- 橋梁は措置が必要な橋梁が875橋、措置に着手済み橋梁が371橋、措置完了済の橋梁が218橋である。
- トンネルは措置が必要なトンネルが19本、措置に着手済のトンネルが16本、措置完了済のトンネルが14本である。
- 道路付属物等は措置が必要な施設が291施設、措置に着手済の施設が175施設、措置完了済の施設が66施設である。

道路管理者	橋梁			トンネル			道路付属物		
	措置が必要な橋梁数 A	措置に着手済の橋梁数 B（B/A）	措置完了済の橋梁数 C（C/A）	措置が必要なトンネル数 A	措置に着手済のトンネル数 B（B/A）	措置完了済のトンネル数 C（C/A）	措置が必要な橋梁数 A	措置に着手済の施設数 B（B/A）	措置完了済の施設数 C（C/A）
国土交通省	55橋	38橋	18橋	－	－	－	183施設	126施設	36施設
高速道路会社	61橋	23橋	2橋	2本	2本	2本	19施設	16施設	16施設
埼玉県（公社を含む）	143橋	66橋	48橋	14本	12本	11本	45施設	6施設	5施設
市町村	616橋	244橋	150橋	3本	2本	1本	44施設	27施設	9施設
合計	875橋	371橋	218橋	19本	16本	14本	291施設	175施設	66施設

（４）　点検結果を踏まえた修繕等措置の実施状況

・個別施設計画（点検結果）に基づく修繕の実施状況 P4-1

・修繕等の措置に向けた地方公共団体
における主な課題 P4-2

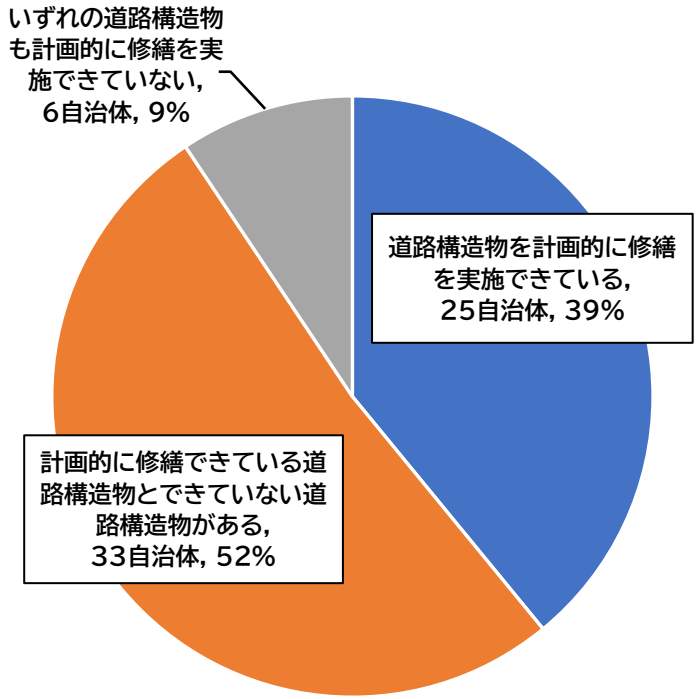
・計画的に修繕等措置を行うための工夫 P4-3

個別施設計画（点検結果）に基づく修繕等措置の実施状況

資料－4

- 埼玉県内の地方自治体における個別施設計画に基づく修繕の実施状況は、「道路構造物を計画的に修繕できている」が25自治体、「計画的に修繕できている道路構造物とできていない道路構造物がある」が33自治体、「いずれの道路構造物も計画的に修繕できていない」が6自治体となっている。
- 計画的に修繕を実施するための課題・要望として、予算・財源不足、補助金内示率の低下、技術員の確保が困難等の工事に係る回答が多く確認された。
- 一方、計画的に修繕を実施するための工夫として、補助金の活用や点検結果・優先順位に基づく計画的修繕、軽微な損傷に対する補修設計の省略・簡易補修等の取り組みに関する回答が確認された。

■個別施設計画に基づく修繕状況（アンケート回答：64自治体）



■計画的に修繕を実施するための課題・要望・工夫

種別	内容
課題・要望	➢ 予算不足 ➢ 大規模橋梁・工事の予算不足・知見不足 ➢ 補助金内示率の低下（補助金増額要望） ➢ 労務費・資材価格上昇による修繕費の高騰 ➢ 技術者・監督職員の確保が困難 ➢ 小規模橋梁の入札不調
工夫	➢ 補助金の活用 ➢ 点検結果・優先順位に基づく計画的修繕 ➢ 小規模工事の一括発注 ➢ 軽微な損傷に対する補修設計の省略・簡易補修 ➢ 緊急性に応じた修繕対象の選別 ➢ 新技術活用によるコスト縮減 ➢ 構造物の特性に応じた修繕方法の設定

修繕等の措置に向けた地方公共団体における主な課題

資料ー4

種別	内容
予算確保・財政負担	➢ 道路・橋梁の維持管理費が増大し、小規模橋梁を含め、計画的な修繕・予防保全に必要な予算・財源の確保が難しい。 ➢ 大規模・複雑な橋梁は、予算確保や設計が難しい。 ➢ 建設後50年を経過するインフラの増加で修繕箇所・頻度が増え、限られた予算での計画的な修繕が難しい。定期点検の結果に応じた計画見直しも必要である。
補助金・交付金	➢ 国庫補助金の内示率が低く、自治体の単独費負担が増大している。 ➢ 道路メンテナンス補助は判定区分Ⅲには満額の内示がある一方、判定区分Ⅱの内示率が低く、計画に位置づけた橋梁の修繕ができない。 ➢ 主要道路・橋梁は交付金等を活用して修繕しているが、生活道路は予算不足で対応が不十分であり、今後の交付金等の減少も懸念される。
工事費・物価高騰	➢ 労務費・資材価格の上昇により修繕費の確保が難しく、大規模な橋梁修繕では工事費・設計費が当初の想定を上回るおそれがある。 ➢ 管理橋梁数が多い自治体では、定期的に修繕していても完了まで費用と期間を要するため、継続的な財源確保が難しい。
人員・技術者不足	➢ 修繕を担う技術者や工事を監督する職員が不足している。 ➢ 経験・技術を持つ職員が継続して取り組む体制を確保できていない。 ➢ 大規模・複雑な橋梁や管理橋梁数が多い自治体では、難しい設計や現場状況を判断できる人員の確保が難しい。
設計・施工・発注	➢ 大規模・複雑な橋梁では、修繕・架替えの設計が難しい。 ➢ 跨線橋・跨道橋は関係事業者との調整に時間を要し、修繕が長期化している。 ➢ 小規模橋梁は入札不調や桁製作に伴う設計見直しで計画が遅れることがあり、複数箇所をまとめて発注する検討が必要である。 ➢ 交通量が極端に少なくアクセスが険しい橋梁では、迂回路がなく撤去できない一方、修繕にも踏み切れない。

計画的に修繕等措置を行うための工夫

資料ー4

種別	内容
点検結果・計画に基づく修繕	➢ 点検結果に基づく予防保全型の修繕を実施している。 ➢ 長寿命化修繕計画に基づき予算を確保し、重要度・健全度に応じて修繕の優先順位を決めている。 ➢ 令和6年度以降、年1回の橋梁定期点検結果を踏まえ、損傷が激しい箇所を補修している。
延命措置・早期対応	➢ 軽微な損傷は適宜修繕を実施、または補修設計を省略し、早期に措置に着手している。 ➢ 予算不足で大規模・計画的な修繕が遅れる中、簡易補修による延命措置や年1回の監視点検を実施している。
発注方法の工夫	➢ 入札不調への対応として、小規模施設をまとめて発注している。
補助金・交付金の活用	➢ 国庫補助金を可能な限り活用し、市の財政負担を軽減している。
新技術活用・コスト縮減	➢ 予算確保のため、新技術の活用による事業費の縮減に取り組んでいる。
構造物別の修繕方針	➢ 49橋のうち9橋は予防保全型修繕方針とし、40橋（5m未満の小規模橋梁やボックスカルバート等）については、事後保全型修繕方針としております。

（５）　舗装の点検における課題、問題意識

・舗装の点検における課題、問題意識　P5-1

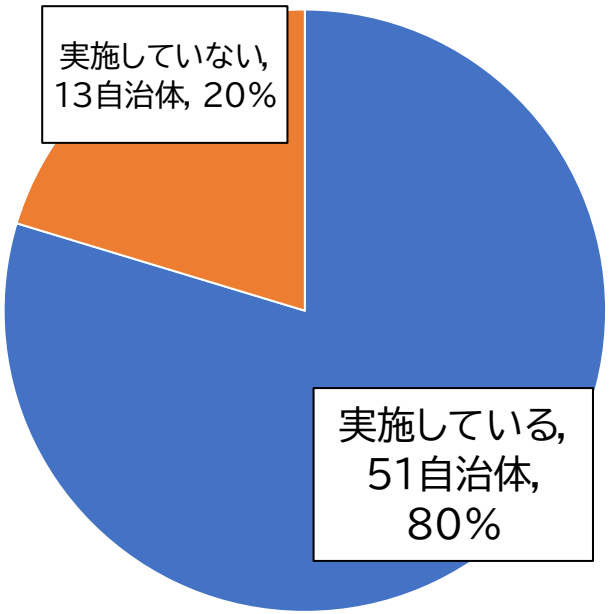
・路面下空洞調査における課題、問題意識　P5-2

舗装の点検における課題、問題意識

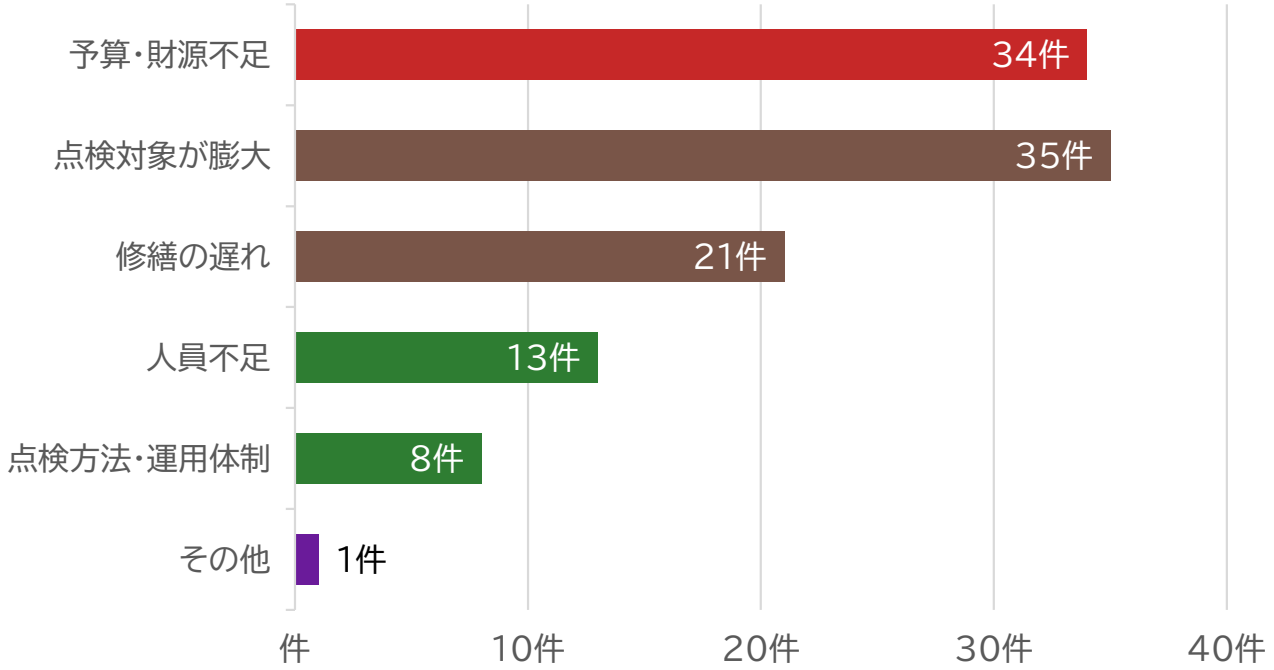
資料ー5

- 舗装点検は全体の約8割が舗装点検要領に基づき、点検を実施している。
- 舗装点検における課題や問題意識については、「予算・財源不足」や「点検範囲が膨大」、「修繕の遅れ」、「人員不足」、「点検方法・運用体制」に関する意見があげられた。
- 回答の中にはコスト縮減や人員不足の解消を図るため、新技術の活用を検討する自治体もあるが、導入コスト、精度、運用体制などが課題となっている。

■舗装点検要領に基づく点検実施状況（アンケート回答：64自治体）



■舗装点検における課題・問題意識（複数回答可）

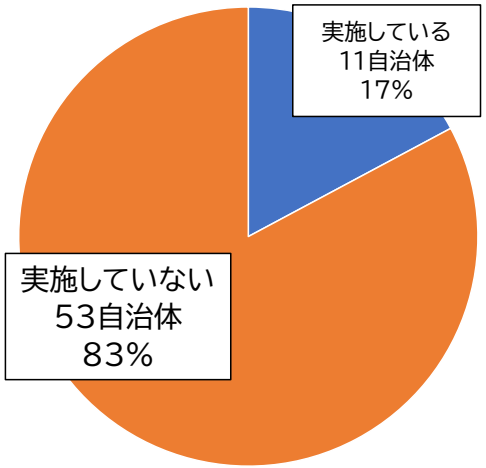


路面下空洞調査における課題、問題意識

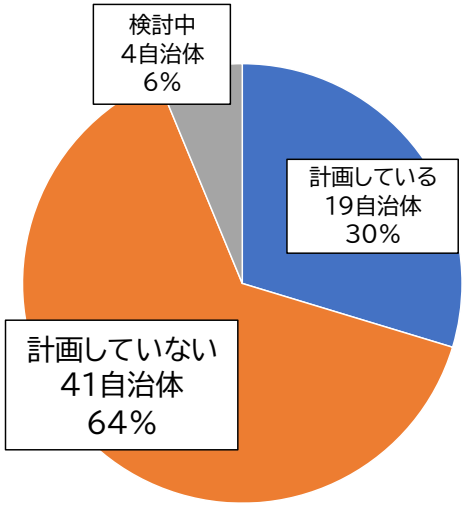
資料ー5

- 令和7年度における路面下空洞調査は、17%の自治体において実施されており、83%の自治体において未実施である。
- 今後の実施計画について、計画している自治体や検討中の自治体が3割程度であるが、予算の確保状況に応じて実施を検討している自治体もみられる。
- 実施予定の事例として、緊急輸送道路や幹線道路、老朽下水道管の埋設路線などを対象とする自治体がみられる。

■令和7年度路面下空洞調査の実施状況



■今後における実施計画の有無



■メリハリのある実施計画

実施例
➢ 令和8･9年度の2カ年で市内緊急輸送道路を実施予定
➢ 今年度に第2次緊急輸送道路、次年度以降に幹線道路を実施予定
➢ 令和8年度から5年間、主要幹線道路･市指定緊急輸送路･設置後50年以上の下水道管埋設市道を対象に実施

（６）　道路管理の新技術・好事例集

資料－６

道路管理の新技術・好事例集

○国や地方公共団体におけるICT・AI等の新技術の活用や民間団体等との連携等の取組みについて、
（公社）日本道路協会のホームページにおいて無料で公開中
⇒各地域で新たな取組みが試行・導入され、道路維持管理の課題解決や高度化・効率化につながることに期待

【掲載内容】

・R8年4月現在　18カテゴリー　52事例を掲載
・事例毎に背景・目的（自治体が抱える課題）、
　取組の概要（解決策）、効果等を記載
・一部事例では、開発元・導入コスト情報も記載

▼事例の分類一覧

1．新技術を用いた取組		
	①巡回（路面監視含む）	16 件
	②清掃	0 件
	③剪定	1 件
	④除草	4 件
	⑤除雪	0 件
	⑥維持管理全般	0 件
	⑦その他	6 件
2．ボランティアや民間団体等と連携した取組等		
	①巡回（路面監視含む）	4 件
	②清掃	2 件
	③除草	4 件
	④剪定	2 件
	⑤除雪	1 件
	⑥維持全般	4 件
	⑦その他	2 件
3．地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）		
	①広域連携（水平）：注 1	1 件
	②広域連携（垂直）：注 2	2 件
	③他分野連携：注 3	2 件
	④広域連携（水平）及び他分野連携	1 件

【アクセス方法】

道路協会　維持管理事例集　検索

・道路協会HP（ https://www.road.or.jp/ ）から順にクリック
「最新の技術情報」→「維持修繕委員会」「道路管理の新技術・好事例集」
URL：https://www.road.or.jp/case_studies/pdf/00_first.pdf
・右上のQRコードからも事例集にアクセス出来ます

【情報提供のお願い】

皆さまの自治体が実施したり導入している取組がありましたら、事例集への掲載について検討させていただきたいと思いますので、お手数ですがご連絡をお願いします

＜問い合わせ先＞　公益社団法人日本道路協会：E-mail：chousa2@road.or.jp
道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 小野寺　(TEL：03-5253-8494)
国土技術政策総合研究所 道路基盤研究室　工藤　(TEL：029-864-8172)

【R8.4版の更新内容】・14事例を追加

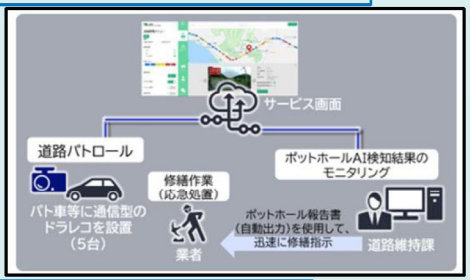
分類1：新技術、分類2：民間等と連携 事例名	実施自治体・開発会社
ドライブレコーダーを用いた道路劣化AI診断サービス「くるみえ for Cities」	日本電気株式会社
AIを活用した区画線健全度調査	宮川興業株式会社
土木施設の雑草対策～ロボットを活用した取組み事例～	静岡県浜松市
草刈り低減に防草を意図した歩車道境界ブロック	全国防草ブロック工業会
防草技術を付加したコンクリート二次製品凸型	日本雑草防止工法研究会
防草技術を付加したコンクリート二次製品（V型）	BSブロック工業会
「空洞ポテンシャルマップ」を活用した道路陥没対策	神奈川県藤沢市
包括的民間委託	東京都府中市

分類3：群マネ 事例名	実施自治体
技術者不足を「地域連携×橋梁包括PPP」で解決	奈良県宇陀市
戦略的インフラマネジメントに関する県・市・町による垂直連携	和歌山県
道路等を対象とした市・県一体型の包括的民間委託	静岡県下田市
維持管理に関する直営作業の包括的民間委託	北海道津別町
社会資本に係る包括的維持管理業務委託	新潟県三条市
戦略的インフラマネジメントに関する水平連携	島根県益田市

【掲載例】

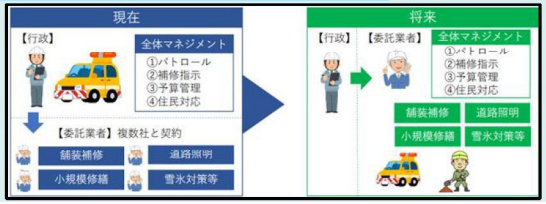
［新技術を用いた取組］ドラレコによる道路劣化AI診断「くるみえ for Cities」

・くるみえ for Citiesは、道路パトロール車両等にドライブレコーダーを設置し、自動で映像収集～路面の損傷（ポットホール、ひび割れ率・IRI・わだち掘れ量・MCI等）をAI判定～Webシステムから結果を閲覧いただくことができ、道路巡視・維持管理業務をご支援するサービス



［群マネ］下田市：道路等を対象とした市・県一体型の包括的民間委託

・下田市内における県・市管理道路等について、従来から発注又は直営で実施している道路管理業務を対象
・道路維持業務（小規模修繕、舗装補修、雪氷対策、道路照明等）を対象



（７）　その他

2)　関東 MC からの情報提供

・関東道路メンテナンスセンターの事業概要と

事業概要と自治体支援　　P8-1

・インフラメンテナンス市区町村長会議

関東ブロック入会方法　　P8-2

資料ー8ー1

関東道路メンテナンスセンターの事業概要と自治体支援

関東地方整備局／関東道路メンテナンスセンター

関東道路メンテナンスセンター（関東MC）の体制

資料ー8ー1

関東地方整備局の52番目、設置から８年目

関東道路メンテナンスセンター
Maintenance Center

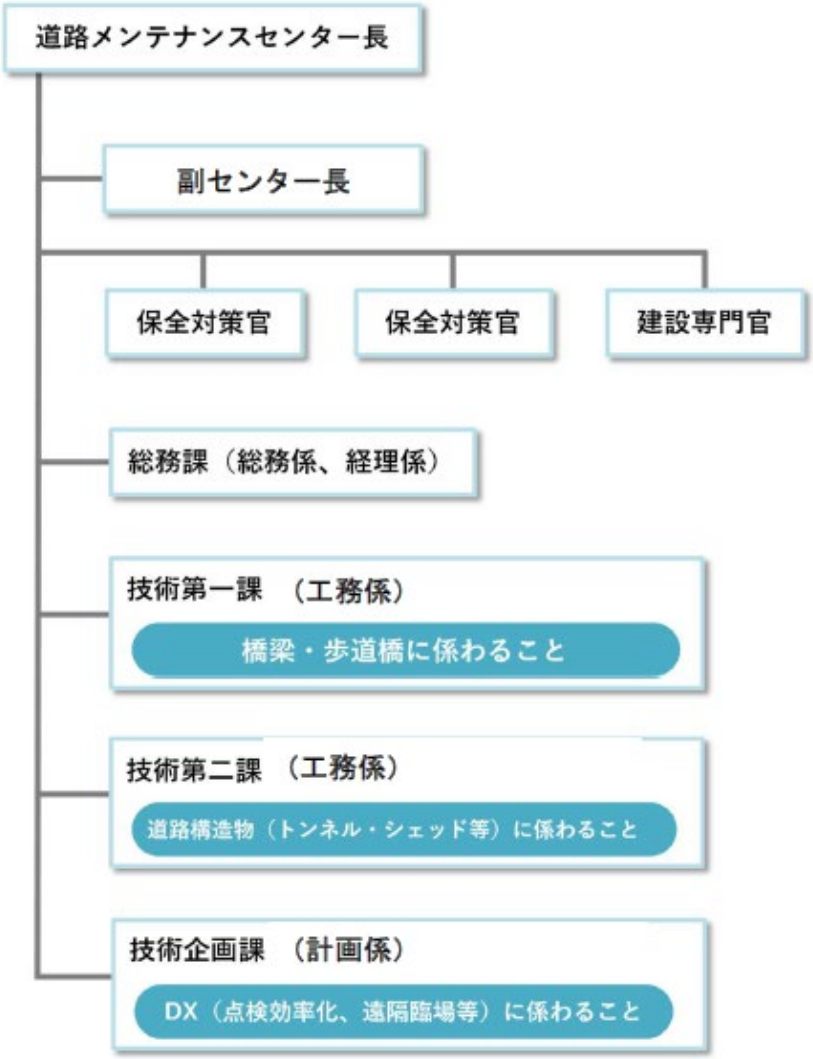
※正式な英語表記は、
Kanto road maintenance management office

関東ＭＣ　※略称

Maintenance

Maintenance CenterのMとCをシンボライズに大切なものを抱きかかえて守っているイメージとドクターの額帯鏡をイメージした。

令和8年（2026年）4月1日～



関東MCの役割

資料―8―1

主な役割

- インフラの急速な老朽化に対応するため

⇒蓄積データの分析による技術的助言、DXによる業務の効率化など、道路メンテナンスの高度化を推進

⇒道路構造物保全の相談、直轄診断、修繕代行や技術研修などの**地方公共団体の支援**



主な業務

- 国道事務所が管理する橋梁等の健全性等の**診断**
- アセットマネジメントの検討・導入（メンテナンスデータの管理・分析）
- メンテナンスに係わる技術的な支援
- 橋梁等のメンテナンスに係わる技術研究開発
- 地方公共団体が管理する道路構造物への**直轄診断・修繕代行**等による支援
- 地方公共団体が管理する道路構造物の**保全に係わる相談窓口**
- 地方公共団体の職員等を対象とした研修・講習会の講師



地方公共団体からの技術相談における現地調査の実施（長野県佐久市【令和2年9月】）



地方公共団体職員等を対象とした研修・講習の実施（神奈川県秦野市【令和3年6月】）





埼玉県秩父橋における直轄診断・修繕代行の実施
（左：直轄診断におけるアーチ支柱の調査の様子【令和元年8月】）
（右：修繕代行事業に係る関東道路メンテナンスセンター長と秩父市長の対談【令和3年10月】）

2

道路構造物の安全確保 【直轄橋梁の健全性診断】

資料ー8ー1

定期点検は、道路利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得ることを目的としてします。

関東MCでは、関東地方整備局管内の直轄管理の橋梁（約3,500橋）について、健全性の診断を行っています。



診断事例（健全性Ⅲ）



診断事例（健全性Ⅲ）

道路構造物の安全確保 【路面下空洞に関する調査】

資料－8－1

道路は、国民生活や社会・経済活動を支える重要なインフラであり、路面陥没等の重大な障害を未然に防止することが重要です。

関東MCでは、路面陥没の原因となる空洞を早期に発見し、安全・円滑な道路交通を確保することを目的として、電磁波レーダを用いた路面下の空洞を探査する道路調査車および歩道探査装置により空洞の疑いのある箇所を抽出する路面下空洞探査を実施しています。



＜路面下空洞探査＞

路面下空洞調査とは、地中レーダー技術により道路下の空洞を探査する調査で30～45km/hのスピードで走行しながら行う一次調査と検出された箇所の詳細を調べる二次調査があり、直轄管理区間における空洞の早期発見に寄与している。



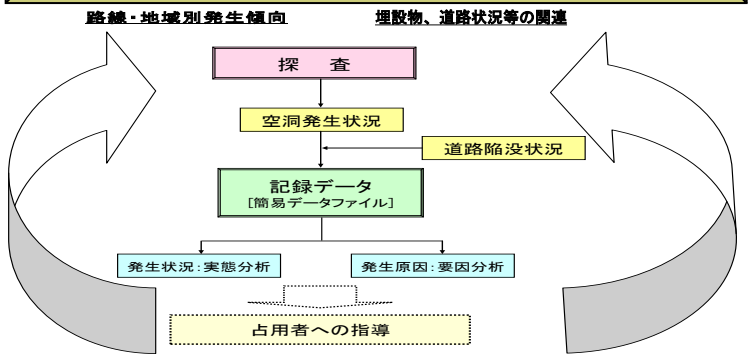


路面下空洞調査により発見された事例





調査データを日常の道路管理業務や空洞調査計画にフィードバック



道路維持管理におけるDX推進

資料－8－1

●関東MCでは道路局が公表しているｘROAD等のデータベースと連携し、関東地整職員が道路構造物の維持管理・修繕業務を進めるために必要なデータを効率的に一括活用できるシステムとして、**道路GISプラットフォーム**を開発・運用しています。
●道路維持管理の高度化、効率化に向けた取り組みの相談も受けております。

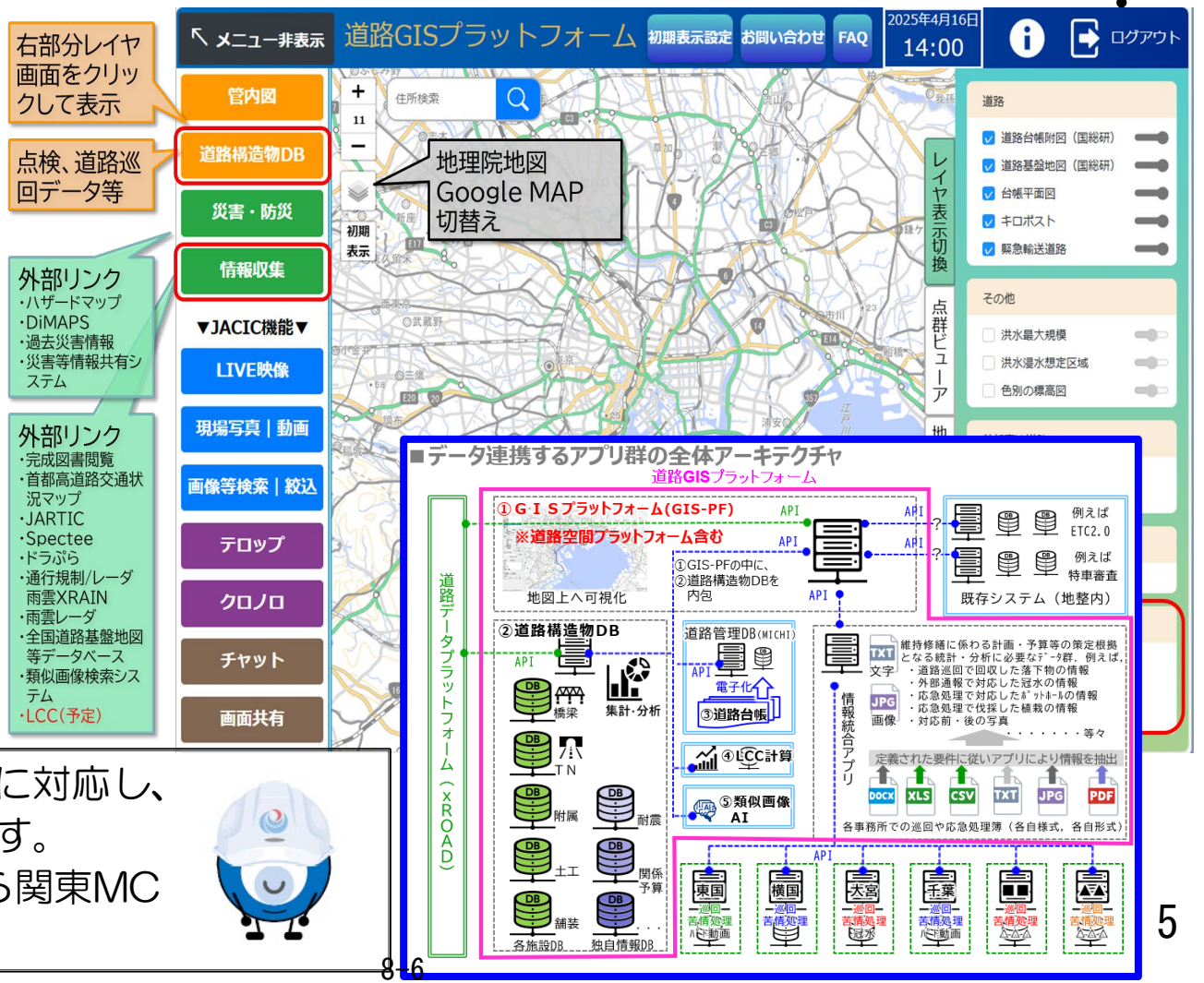


道路GIS-PFで出来ること

①橋梁点検、構造物点検等の結果の検索、調書の閲覧
②道路台帳付図の閲覧
③路面下空洞調査結果の閲覧
④橋梁カルテ等へのデータリンク

活用最先端の取組み

・品川出張所では窓口業務のペーパレス化や巡回システムと連動した維持工事ＤＸなども実施しています。



現在、直轄事務所のニーズに対応し、様々な活用にトライしています。
道路管理メンテDXの事なら関東MCにご相談ください。

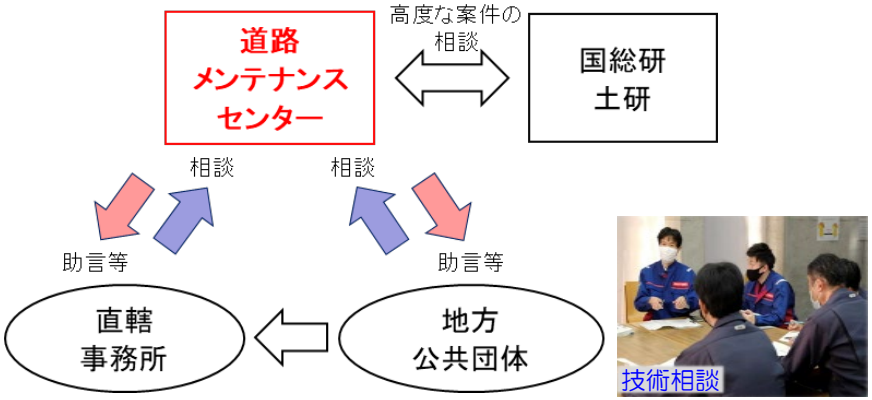
道路メンテナンスに関する地方公共団体支援（関東MCの技術支援）

資料―8―1

○関東MCでは、地方公共団体の皆さまの道路構造物の保全に関する支援を行っています。
- 何かお困り事がございましたらお気軽にご相談下さい。
- また、地方公共団体職員向けの研修・講習会にも取り組んでいますのでお気兼ねなくお声掛け下さい。
- 高度な技術力等を要する施設については、直轄診断・修繕代行も行っておりますので是非ご相談下さい

道路構造物保全に関する相談

■各機関との連携イメージ



■主な取組内容（令和8年5月末時点）

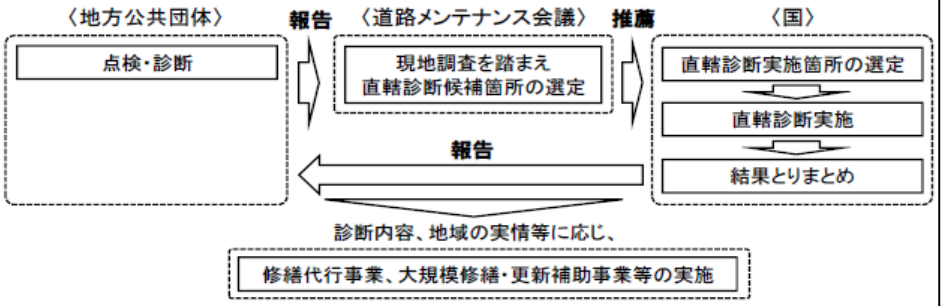
項目＼年度	平成31（令和元）	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
実務者研修	4回（約140名）	4回（約110名）	2回（約50名）	5回（約160名）	5回（約150名）	5回（約150名）	12回（約380名）
技術講習会	4回（約140名）	4回（約110名）	2回（約50名）	5回（約160名）	5回（約150名）	5回（約150名）	3回（約150名）
技術相談（件数）	直轄:13 地公体:18	直轄:9 地公体:15	直轄:18 地公体:29	直轄:28 地公体:17	直轄:15 地公体:23	直轄:26 地公体:32	直轄:54 地公体:11

直轄診断・修繕代行

『直轄診断』緊急かつ高度な技術力が求められる橋梁やトンネル等の構造物について「道路メンテナンス技術集団」が管理者へ技術的な助言を行います。

『修繕代行』直轄診断を実施した橋梁やトンネル等の修繕には高度な技術力が求められ、管理者からの要望により、その修繕を国が管理者に代わり行います

■全体の流れ



（関東地方整備局の実績）

	直轄診断実施個所	措置
H26年度	大前橋（群馬県嬬恋村）	大規模修繕更新補助制度
H28年度	御鉾橋（群馬県神流町）	修繕代行事業
R1年度	秩父橋（埼玉県秩父市）	修繕代行事業





道路のメンテナンスに係わる相談

ホームページのお問い合わせフォームや電話にて、お気軽にご相談ください。

情報発信中！ 関東道路メンテナンスセンター　ホームページ　Facebook

国土交通省 関東地方整備局
関東道路メンテナンスセンター
TEL:048-729-7780

道路メンテナンスに関する地方公共団体支援

資料－8－1

相談や現地調査、研修講師にかかる費用は無料です

地方公共団体からの技術相談の流れ

相談受付・事前確認
・地方公共団体からの技術支援の相談
・地方公共団体との事前調整

回答
現地調査が不要な場合は，点検調書などのいただいた資料を参考にメールなどで回答いたします。

現地調査
現地では，当日の環境に応じて橋台から床板，高欄など，橋梁や道路の状況を細かく調査します。



現地調査状況

打ち合わせ
必要に応じて打ち合わせを行い，点検ポイントなど技術的助言を行います。なお、WEB会議システムによる打合せも対応できます。



打ち合わせ状況

調査報告・技術的助言
調査終了後，損傷などの有無に係わる結果それに至った原因の推測今後の対策などをまとめたレポートをお渡ししています。



調査レポート

研修や講習会の事例（関東ＭＣ）



①地方公共団体職員への研修
（2025年度　12回実施　約380名参加）



②道路橋の保全に関する講習会等
（2025年度　3回実施　約150名参加）



道路メンテナンス会議

道路法の改正により、橋梁・トンネル等は国の定める統一的な基準により、５年に１度，近接目視による点検を義務化した，地方公共団体が抱える３つの課題
①技術力の不足
②人材の不足
③予算の不足
について国が都県と連携し、道路メンテナンス会議を設置して地方公共団体を支援しています。



東京都 道路メンテナンス会議の状況

体制
・地方整備局（直轄事務所）
・地方公共団体（都道府県、市区町村）
・高速道路会社（ＮＥＸＣＯ・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・指定都市高速道路等）
・道路公社

役割
１．維持管理等に関する情報共有
２．点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
３．点検業務の発注支援（地域一括発注等）
４．技術的な相談対応　等

【出典】都県道路メンテナンス会議より

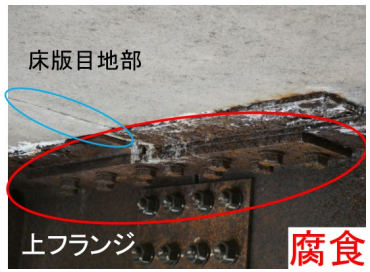
道路メンテナンスに関する地方公共団体支援（技術相談事例A）

資料―8―1



鉄道駅ペデストリアンデッキ





鋼部材の腐食状況





化粧板支持部材の腐食状況

- 橋梁名（または件名）
 鉄道駅のペデストリアンデッキ

- 管理者
 A市

- 実施日
 令和8年（2026年） 1月14日　現地調査
 令和8年（2026年） 3月24日　レポート提示

- 場所
 鉄道駅ペデストリアンデッキ

- 内容
 管理者であるA市よりペデストリアンデッキの化粧板の一部が脱落し、修繕の必要があると判断したため、補修方法や事例等はないか相談を受け現地調査を実施した。
 主桁、横桁、下横構には、全体的に防食機能の劣化がみられ、添接部には局所的ではあるが著しい腐食、下フランジには層状剥離を伴う腐食が見られ、化粧板の支持部材においては、格子部材の一部に腐食による欠損・破断が確認でき、腐食箇所には漏水跡や遊離石灰があったため、化粧板内部が降雨時や高湿度時に湿潤状態が長く続き、鋼部材や支持部材が腐食しやすい環境となったこと等が考えられた。そのため、耐久性の回復（防食機能の回復）を行うことが望ましいと判断した。
 また、対策案及び今後の維持管理での留意事項や点検方法等も含めて調査レポートにまとめてA市へ渡した。

道路メンテナンスに関する地方公共団体支援（技術相談事例B）

資料ー8ー1



舗装状況





テールアルメの損傷状況



B市職員との
打合せ

- 橋梁名（または件名）
 舗装の亀裂原因
- 管理者
 B市
- 実施日
 令和7年（2025年） 11月10日 現地調査
 令和7年（2025年） 12月13日 レポート提示
- 場所
 市道
- 内容
 管理者であるB市より舗装の亀裂について要因が判断出来かったため、相談を受け現地調査を実施した。
 現地調査では、舗装についてはひび割れの損傷はあるものの亀甲状のひび割れや段差などの変状もないことから耐荷性能に現状大きな問題は見られなかった。また、テールアルメについては、施工当初の施工不良以外に壁面に大きな変状がみられなかったため耐荷性能の低下は考えづらいが、耐久性能については、ストリップバー付近の舗装にひび割れが発生していることから盛土材になんらかの変状が出ているものと推定したため、予防保全の必要性の観点から詳細調査が必要と判断した。
 また、今後の維持管理での留意事項や参考図書等も含めて調査レポートにまとめてB市へ渡した。

道路メンテナンスに関する地方公共団体支援（出前講座）

資料ー8ー1

- ✓ 関東MCでは「出前講座」として下記の定型講座を用意しています。御用の際は下記の関東地方整備局ＨＰからお申し込みください。
- ✓ また、技術相談の内容に関連した勉強会や各道路管理者が実施する講習会などへの講師派遣も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

出前講座も無料です

令和8年度　関東地方整備局　出前講座一覧

（R8.4更新版）

講座No.	分野	講座名	講座内容	講座時間	対象者	出前範囲	Web対応	備考
249	道路	道路橋の定期点検（基礎知識）	道路橋の定期点検に関する基礎知識や点検・診断時の留意点などを分かり易く説明します。	1時間～2時間程度	行政関係者	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県	○	パワーポイント使用
250	道路	橋梁・横断歩道橋の基礎知識	橋梁や横断歩道橋の基本的な構造や主な橋梁形式、橋梁を構成する部材の名称と役割、力の作用、曲げモーメント等を解説します。	1時間～2時間程度	行政関係者、大学生、高校生	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県	○	パワーポイント使用
251	道路	トンネル初心者講座	道路トンネルの初歩として、計画・施工・点検等の基礎知識を説明します。	1時間程度	行政関係者、大学生、高校生	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県	○	パワーポイント使用
252	道路	道路構造物管理のDX推進	関東地方整備局が取組む道路GISプラットフォームの概要を紹介し、xROADの点検DBや巡回点検データの活用事例など、道路構造物管理のDX推進について説明します。	1時間程度	行政関係者、大学生、高校生	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県	○	パワーポイント使用

関東地方整備局HPより（https://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/soshiki00000039.html）

道路メンテナンスにかかわる、意見交換について

資料－8－1

《都県政令市の皆様へ》
今年度は5月以降順次、道路管理担当部署に連絡させていただき、個別に貴所に伺い、関東MCの事業説明と合わせて、メンテナンスに関する意見交換を行いたいと考えております。
よろしくお願いします。





←大宮駅方面

さいたま新都心方面→



このビルの2階です。

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-89-1 タカラビル2階
TEL:048(729)7780／FAX:048(729)7790
E-mail:ktr-road-mainte-center@nyb.milt.go.jp

《電車でお越しの場合》「大宮駅」東口から徒歩約10分、「さいたま新都心駅」から徒歩約15分

《バスでお越しの場合》 バス停「吉敷一丁目」で降車後、徒歩約1分

《 車 でお越しの場合》 首都高速埼玉新都心線「新都心西」出口から、約10分

※駐車場がありませんので、付近の有料駐車場をご利用の上、お越しください。

インフラメンテナンス市区町村長会議 関東ブロック　入会方法

国土交通省

資料－8－2

パソコン、スマートフォンから入会申し込みができます。

【会費無料】

インフラメンテナンス国民会議　検索

URL：https://jcim.jp

（インフラメンテナンス国民会議ウェブサイト）

２次元バーコード

「関東地整管内」R8.5時点
国民会議「行政会員」254自治体、「市区町村長会議」158自治体

Ⓐ インフラメンテナンス国民会議「行政会員」の自治体が入会できます。
ID、PWで「マイページ」にログインし、入会申請をお願いします。

Ⓑ インフラメンテナンス国民会議「行政会員」でない自治体は、この機会に「行政会員」の入会をご検討ください。

インフラメンテナンス国民会議の「行政会員」の入会と
インフラメンテナンス市区町村会議関東ブロック入会の
「同時申し込み」が簡単にできるようになりました！

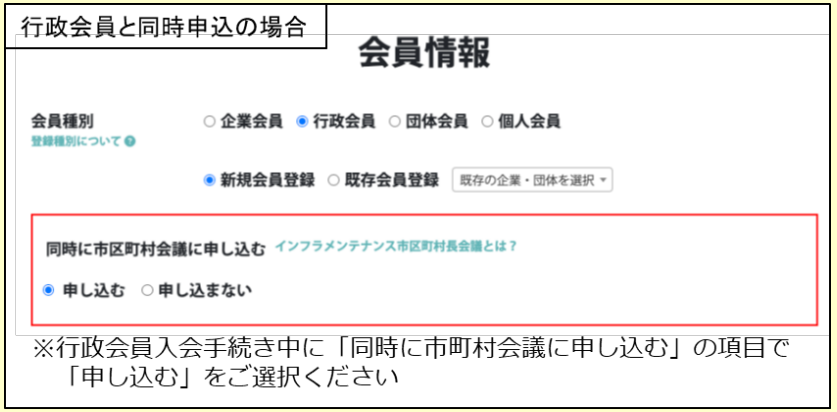
※インフラメンテナンス国民会議「行政会員」の入会、市区町村長会議関東ブロック入会、いずれも会費無料です。

ウェブサイトイメージ

Ⓐ



行政会員と同時申込の場合



※行政会員入会手続き中に「同時に市町村会議に申し込む」の項目で「申し込む」をご選択ください

<入会にあたり困りごとがあれば、お気軽にお問い合わせください>

国土交通省関東地方整備局企画部企画課　綿引、太田、矢口
TEL　048-600-1329
Mail　ktr-kanto-infuramente@gxb.mlit.go.jp

※国民会議の行政会員のみ入会している自治体の皆様は、是非、市区町村長会議へのご加入をご検討ください。

インフラメンテナンス市区町村長会議に加入すると全国自治体の参考事例等各種情報も入手できます

国土交通省

資料－8－2



入会することで全国の加入自治体の自治体が「欲しい」「解決したい」と感じているニーズ（Needs）と企業や研究機関が持っている「技術・アイデア・資源」であるシーズ（Seeds）のマッチングなど各種情報も入手できます



一般の方は見ることができません…



インフラメンテナンス市区町村長会議に加入すると全国自治体の参考事例等各種情報も入手できます

国土交通省

資料―8―2

検索画面



検索結果一覧



検索画面にて時期や工種・分野などを絞り込むと検索結果が一覧で表示されます。

一覧の中の対象ニーズや条件の隣に「技術・アイデア・資源」であるシーズ（Seeds）が記載されているので閲覧ができます



ニーズに対応するシーズ（技術やアイデア）